

令和 6 年 6 月 1 9 日

土木部 河川公園課

## 江東区立都市公園条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

若洲公園においては、都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）を活用し、公園施設の設置管理を行い、また、仙台堀川公園においては新たな有料施設を設置し、指定管理者を導入するため、条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

- (1) 公募設置管理制度により設置及び管理する飲食店、売店等に係る建蔽率の特例について定める。（第 8 条関係）
- (2) 新たに設置する仙台堀川公園自動車駐車場に指定管理者を導入するにあたり、指定管理に係る文言の整理を行う。（第 2 5、第 2 6 条関係）
- (3) 若洲公園におけるキャンプ場及び自動車駐車場の開場時間、休場日及び使用料の規定を削除するとともに、新たに設置する仙台堀川公園自動車駐車場の開場時間、休場日及び使用料を定める。（別表第 4、別表第 5、別表第 6 関係）

### 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

### 4 改正内容

新旧対照表のとおり

## 江東区立都市公園条例 新旧対照表

現行	改正案
○江東区立都市公園条例 昭和52年6月14日 条例第13号	○江東区立都市公園条例 昭和52年6月14日 条例第13号
目次 (略)	目次 (略)
第1条～第7条 (略) (公園施設の建築面積の基準の特例)	第1条～第7条 (略) (公園施設の建築面積の基準の特例)
第8条 (略)	第8条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(加える)	<u>5 令第6条第6項に規定する場合に 関する法第5条の9第1項の規定に より読み替えて適用する法第4条第 1項ただし書の条例で定める範囲 は、令第6条第6項に規定する公募 対象公園施設である建築物に限り、 当該公園の敷地面積の100分の1 0を限度として前条の規定により認 められる建築面積を超えることがで きる。</u>
第9条～第24条 (略) (指定管理者による管理)	第9条～第24条 (略) (指定管理者による管理)
第25条 公園の管理は、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第24 4条の2第3項の規定により、法人 その他の団体であつて区長が指定す る者(以下「指定管理者」という。) に行わせることができる。	第25条 公園の <u>全部又は一部</u> の管理 は、地方自治法(昭和22年法律第 67号)第244条の2第3項の規 定により、法人その他の団体であつ て区長が指定する者(以下「指定管理 者」という。)に行わせることができ

2 (略)

(利用料金等)

第26条 区長は、指定管理者が管理する公園において第12条に規定する行為を行う場合の使用料及び有料公園施設の利用に係る料金（以下これらを「利用料金」という。）を当該指定管理者にその収入として収受させるものとする。

2 (略)

第27条～第41条 (略)

別表第1～別表第3 (略)

別表第4 (第20条関係)

有料公園施設	公園名
(略)	
フットサル場	江東区立堅川河川敷公園
キャンプ場	江東区立若洲公園
(略)	
若洲公園自動車駐車場	江東区立若洲公園

別表第5 (第20条関係)

施設名	開場時間	休場日
(略)		
フットサル場	午前9時から午後9時まで	1月1日から1月3日まで及び1

る。

2 (略)

(利用料金等)

第26条 区長は、指定管理者が管理する公園において第12条に規定する行為を行う場合の使用料及び有料公園施設の利用に係る料金（以下これらを「利用料金」という。）を当該指定管理者にその収入として収受させることができる。

2 (略)

第27条～第41条 (略)

別表第1～別表第3 (略)

別表第4 (第20条関係)

有料公園施設	公園名
(略)	
フットサル場	江東区立堅川河川敷公園
(略)	
仙台堀川公園自動車駐車場	江東区立仙台堀川公園

別表第5 (第20条関係)

施設名	開場時間	休場日
(略)		
フットサル場	午前9時から午後9時まで	1月1日から1月3日まで及び1

		2月29日 から12月 31日まで			2月29日 から12月 31日まで
キャンプ場	午前11時	1月1日			
	から午後9	日から1			
	時まで。ただ	月3日ま			
	し、連続する	で及び1			
	2日以上	2月29			
	利用の場合	日から1			
	は、その初日	2月31			
	の午前11	日まで			
	時から最終	2月1月4			
	日の午前1	日から3			
	0時まで	月25日			
		までの火			
		曜日、4月			
		6日から			
		7月20			
		日までの			
		火曜日及			
		び9月1			
		日から1			
		2月28			
		日までの			
		火曜日。た			
		だし、その			
		日が休日			
		に当たる			
		ときは、そ			



<p><u>7</u> 豊洲ぐるり公園自動車駐車場、豎川河川敷公園自動車駐車場及び<u>若洲公園</u>自動車駐車場を利用することができる普通自動車とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に定める普通自動車をいい、<u>大型バス</u>とは、<u>同法第3条及び同令第2条に定める大型自動車又は中型自動車</u>をいう。</p>	<p><u>5</u> 豊洲ぐるり公園自動車駐車場、豎川河川敷公園自動車駐車場及び<u>仙台堀川公園</u>自動車駐車場を利用することができる普通自動車とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に定める普通自動車をいう。</p>
<p>別表第7・別表第8 (略)</p>	<p>別表第7・別表第8 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>